人権啓発活動指針（方針）

１．基本的考え方

大阪市農業協同組合が市民企業として、一人ひとりの人権が尊重される明るい地域社会づくりの中心的役割を果たすことを目指す。

このため、大阪市農業協同組合は人権問題への取組の重要性を再確認し、人権啓発活動の活性化に向け、同和問題をはじめ様々な人権問題について広く啓発推進に取り組むとともに、大阪市の関係団体と連携し、啓発団体として一層のレベルアップを図る。

２．取組の方向

大阪市農業協同組合は、基本的考え方を実現するため、研修・啓蒙活動の充実や地域との連携の強化、組織の整備等に関して、次により取り組む。

① 研修の充実

企業にとって、「人権」はコンプライアンスの重要な要素に位置づけられており、大阪市農業協同組合としても人権啓発の推進を図るために、計画的な研修の実施や職場内指導者の養成ができる仕組みをつくる。

② 啓発活動の充実

大阪市農業協同組合は「ひと」との結びつきを基礎とする、地域密着の「コミュニティ型事業体」であることから、JA が地域における情報発信基地としての機能を発揮し、地域社会に貢献する。

③ 地域との連携

「地域との共生」を掲げて活動する JA は、「農」を通じた地域の活性化やコニュニティの再生などに果たす役割も期待されていることから、JA がその特性を生かし、人権をはじめ、環境保全やまちづくりなど様々な局面で地域社会に主体的に参画して、組合員や地域住民の人権意識の高揚を図る。

④ 組織の整備・連携

諸取組について、特性に応じて円滑に推進し、有機的な連携のもとに着実な実施を図り、JA 人推連と連携・協同して人権啓発活動を行うこととする。